鹿児島県警察本部　高齢者交通安全支援室
電話　099-206-0110

交通安全情報

令和8年 11号

●県内の交通事故（令和８年10月末現在、概数）

	発生件数	死者数	負傷者数
発生状況	1,892	26	2,104
高齢者事故	858	16	423
前年同期比	-114	-8	-12



ルールを守って交通事故防止

※高齢者事故発生件数は、高齢者が関連する全事故件数です。

令和8年9月1日　改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました！



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のこと





〇標識等で最高速度（制限速度）の指定がない！
〇センターライン（中央線）がない！

➡ **時速30ｋｍで走行**

スピードを落として歩行者・自転車に注意した運転を心がけましょう。

※すべての道路の法定速度が時速30ｋｍになるわけではありません。

従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

新

今年度から、さわやか号が新しくなりました!

交通安全教育で使用する資機材も変わりました。

1　「さわやか号」の車両変更について

○　以前、運用していた「さわやか号」に比べて、車両の大きさが小さくなったため、移動できる範囲が広がりました!

○　新しい「さわやか号」には、以前搭載されていた車載の「運転シミュレーター」は搭載されておりませんが、下記の資機材を活用することで**「参加・体験・実践」型の交通安全教育が可能**です。

新さわやか号



2　運転者向けの交通安全教育について

○　車載の「運転シミュレーター」に替わり、新たに可搬式**「SAFETYドライブチェッカー」**を導入しました!

○　新資機材では、**「ペダルの踏みかえ練習」**や**夜間の視認性体験シミュレーション**などの模擬体験ができます。

SAFETYドライブチェッカー



3　歩行者向けの交通安全教育について

○　道路の横断が模擬体験できる**「歩行環境シミュレーター」**を活用した講習を行っております。

○　**斜め横断の危険性**や夜間歩行における**夜光反射材等の重要性**などについても、体験できます。

歩行環境シミュレーター



さわやか号は、**場所**と**電源設備**があれば、体験可能です!

「さわやか号に来てほしい!」「シミュレーターを体験したい!」等、さわやか号の派遣を希望される際は、**警察本部交通企画課（099－206－0110）**までお気軽に、お問合わせください。